

放送大学学園資料管理棟三階電動式書架
制御部材等更新作業 一式

仕 様 書

令和 3 年 1 2 月
放送大学学園

1. 件名 放送大学学園資料管理棟三階電動式書架制御部材等更新作業 一式

2. 調達背景及び目的

放送大学学園は、資料管理棟に電動式書架を設置している。当該機器は限られたスペースを有効活用できる優れた機器であるが、設置から約25年が経過したことに伴う経年劣化により電動による開閉ができない状態となっている。

このため、手動（人力）による開閉を余儀なくされており、多大な労力を要す状況である。

また、散発的な誤作動も発生しており、職員が挟まれる事故に繋がる危険な状況でもある。

については、修理が必須な状況にあるが、既に当該機器の保守部品等は製造終了に伴い入手できない状況にあるため、引き続き安全に運用するための制御部材等の更新を行うものである。

なお、更新箇所は、放送大学学園資料管理棟三階倉庫内に設置された電動式書架（株式会社イーキ製）について、「三階平面図」（別表1）に記載された

放送テープ倉庫 [D=690 複式移動棚（主列），5連 2式]

放送テープ倉庫 [D=690 複式移動棚（分散），5連 15式]

放送テープ倉庫 [D=690 複式固定棚，5連 1式]

放送テープ倉庫 [D=690 複式固定棚，4連 1式]

アウトプットバインダー収納 [D=470 単式移動棚（主列），5連 2式]

アウトプットバインダー収納 [D=890 複式移動棚（分散），5連 13式]

アウトプットバインダー収納 [D=470 単式固定棚，5連 1式]

アウトプットバインダー収納 [D=470 単式固定棚，4連 1式]

における制御部材等を更新することである。

3. 技術的要件の概要

1. 本調達物品に係る性能、機能及び技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別表2「詳細仕様一覧表」に示すとおりである。

2. 技術的要件は全て必須の要求要件である。

4. 納入場所 千葉県千葉市美浜区若葉2-1-1

放送大学学園資料管理棟三階

詳細は本学園職員の指示に従うこと

5. 納入期限 令和4年3月31日（木）

6. その他

（1）仕様に対する留意事項

- 1.1. 作業内容は、放送大学学園資料管理棟三階に設置された電動式書架（（株）イトーキ製）（別表1参照）について、別表2に記載されている制御部材等を更新・設置することである。また、本件調達の特性上、汎用品ではなく特注品となることから、納入できることを保証する書面（確約書等）を提出すること。
- 1.2. 別表2「詳細仕様一覧表」に記載されている制御部材等については、長期間の使用に適したものとなっていること。

（2）更新に関する留意事項

- 2.1. 更新を予定する制御部材等（以下「更新予定部材等」という。）が技術的要件を満たしていることを具体的かつ分かりやすく記載した資料等を提出すること。提出書類のどの部分で更新予定部材等が技術的要件を満たしていることを証明できるか、参照すべき箇所を明記すること。なお、そのように記載することが困難な場合には、技術的要件を満たしていることを保証する書面（確約書等）を提出すること（1.1.に記載した書面にそれぞれ記載することで良い。）。

ただし、本学園の審査、問い合わせやヒアリングにより技術的要件を満たしていないと判断した場合は、応札（競争参加）できないものとする。

- 2.2. 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- 2.3. 提出された内容等については、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので、誠実に対応すること。

（3）その他留意事項

- 3.1. 更新スケジュールについては、本学園と協議し、その指示に従うこと。
- 3.2. 搬入、据付、設定、配線、システム構築、調整、既存設備との接続に要するすべての費用は、本調達に含まれる。また、必要な部材（取付金具、ケーブル類等）は、全て受注者の負担により用意し、かつ、新品であること。
- 3.3. トラブル発生時においては、迅速な復旧を可能とするサービス体制が確保されていること。また、納入後1年間においては、通常使用により生じた故障について、無償で修理を行うこと。さらに長期間の使用に耐えうるよう必要な保守提案を継続的に行うこと。
- 3.4. 更新予定部材等の納入及び設置完了後、本学園担当者の検査を受けるものとする。
- 3.5. 本仕様書は、必要な機能及び構成等について、最小限度の基準を示すものである。
- 3.6. その他本学園が求める受注者の要件及び義務並びに遵守すべき事項等については、別紙「受注者心得」記載のとおりとする。

受注者心得

第1 受注者の条件

受注者は、以下の条件を満たしていること。

1. 本件要求仕様と同様の作業を本学園類似の機関において、問題なく実施した実績を有すること、又は実施できる技術的体制を整えていること。
2. トラブルの際に、迅速な復旧を可能とするサービス体制が確保されていること。
3. 更新した制御部材等が通常の使用で故障した場合、更新後1年間、無償で修理すること。
4. アフターサービス、修理、部品提供等を5年以上の期間にわたり速やかに行い得ること。
5. 技術サポートとして各種問い合わせに迅速に対応できること。

第2 受注者の義務

1. 本件作業用車両は、発注者が指定する場所に駐車するものとし、来校者の往来及び駐車に支障のないように留意すること。
2. 本件作業箇所周辺は、常に整理整頓を行って職員及び来校者の通行等に支障のないように留意した上、ほこり等が建物内に拡散しないようにシート等で養生を施すなどして、本件作業完了後、清掃を行うこと。
3. 本件作業時における資材搬入経路及び提供する資材置場は、必要に応じて養生を施すなどして、管理者の注意により維持・管理すること。
4. 本件作業により交換した既設部材は、協議の上、保管方法を決定する。
5. 本件作業に伴う発生材等については、受注者の負担により、関係法令に従い全て適切に廃棄すること。
6. 本件作業箇所周辺の什器等について、必要に応じて、仮移動及び復旧を行うこと。
7. 本件作業時に、建物施設、機械及び機器等に破損、滅失など、当学園に対し不利益な事象を生じさせた場合には、受注者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動するまでの間に生じた一切の費用を負担すること。

8. 本件作業を確実に実施できる技術的体制を確保すること。

また、受注者において、本件作業の管理・調整を行い、受注者が行う作業に関する全ての責任を負うこと。

第3 作業条件等

1. 本件作業日における各日の責任者を指定し、出入りする受注者の作業員名簿及び使用車両名簿を事前に発注者に届け出ること。
2. 関係法令を遵守するとともに、職員の指示に従って安全に作業を行うこと。
3. 本件作業を実施する上で必要な資材等は、仕様書に基づき全て受注者で用意すること。
4. 本件作業は、契約締結後、当学園と協議の上で決定した工程表に基づき行うこと。
5. 作業箇所に保管している書類等のうち作業の支障となるものについては、職員において待避場所へ一時移動して管理した上、作業後に元に戻すことを原則とするが、別途、双方協議した場合は、この限りではない。

第4 遵守事項

受注者は、本件作業を実施するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 作業員の監督指導を徹底すること。
2. 当該作業員が、本件作業の従事者であることが明らかに認識できるように、作業服を統一するか、又は、腕章等を着用すること。
3. 本件作業に必要なない場所には立ち入らないこと。
4. 防火には特段の注意を払い、本学園地内での喫煙は禁止する。
5. メーカーによる設置要領等を遵守し、必要に応じて、メーカーからの技術的助言や支援を受けること。

第5 事故防止及び補償

受注者は、本件作業実施に当たって、関係法令を遵守し、第三者のほか、来校者、当学園職員等関係者の安全確保に万全を期するとともに、安全な作業及び事故の防止に努めなければならない。

本件作業により、次の人身事故、物損事故並びに建物施設及び機械、機器等に破損、滅失等の事故が発生した場合、その損害の補償は、受注者が負うものとする。

- ① 第三者、来校者、当学園職員等関係者及び受注者の作業員等の人身事故

- ② 作業車両等による人身事故
- ③ 敷地内の縁石、植栽、建物及びそれに付属する設備に対する事故
- ④ 建物施設内等の物品等に対する事故
- ⑤ その他、受注者の責めに帰すべき事由に基づく事故

第6 個人情報保護

1. 受注者は、本件作業を実施するに当たり、書類及び磁気データ等に記載された個人情報等（以下「個人情報等」という。）を機密事項として取り扱い、漏えい、明示、紛失、提供（個人情報を第三者に渡し、利用可能な状態にすること。）等（以下「漏えい等」という。）を行わないように、厳重に管理しなければならない。
また、受注者は、機密保持義務を負うべき者以外の者が個人情報等の漏えい等を行わないよう必要な措置を講じなければならない。
2. 受注者は、個人情報等について、発注者の認めた目的のみで使用するものとし、これ以外の目的で使用してはならない。
3. 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得ない限り、法令に基づく場合を除き、第三者に対し書類に記載された個人情報等の開示をしてはならない。
4. 受注者は、個人情報等について、発注者の事前の同意を得ない限り、複写、複製（電磁的記録媒体及びコンピュータ記憶装置への格納を含む。）又は写真撮影を行ってはならない。
5. 受注者は、本定めに従わず、個人情報等を漏えい等した場合は、発注者に対し、その損害を賠償するものとする。
なお、損害賠償額の範囲は、受注者が業務の再委託をした第三者の責めに帰すべき事由により発注者が被った損害をも含むものとする。

第7 検査方法

作業後の検査について、職員が外観、機器構成、動作確認等について実施することとする。

なお、検査不合格となった場合は、職員の指示に従い、速やかに再作業を行うものとする。

第8 その他

1. 本件作業の実施に当たり、業務上知り得た情報を漏えい等又は他の目的に使用してはならない。

2. 本仕様書に定めのない事項, その他疑義が生じた場合は, 双方協議の上, 発注者において決定し, これを定めるものとする。
3. 運用支援, 保守等について, 一貫したサービス体制が確保されていること。
4. 日本語での対応が可能であること。
5. 落札後, 本仕様書に関して, 異議を申し立てることは認めない。
6. 本件作業に伴い生じる各種調整 (資料の移動及び保管) については, 専門的かつ実務的な見地からコンサルテーションを行い, 本学園を支援すること。

以上

詳細仕様一覧表

別表2

| No. | 項目 | | 要求仕様 | |
|-----|-----------|--|--|--|
| 1 | 納品部材 | 納品部材の区分 | 移動棚（主列・分散）制御部材 計【32式】 固定棚（複式・単式）部材 計【4式】 （別表1記載の放送テープ倉庫、アウトプットバインダー収納エリアに対応する既設電動式移動書架（㈱イトーキ製）と互換性を有し、搬入の時点で新品であること） | |
| | | 区画ごとの内訳 | 別表1記載の区画 | 放送テープ倉庫 ① 複式移動棚（主列） 【2式】 ② 複式移動棚（分散） 【15式】 ③ 複式固定棚 【2式】 計【19式】 |
| | | | 別表1記載の区画 | アウトプットバインダー収納 ① 単式移動棚（主列） 【2式】 ② 複式移動棚（分散） 【13式】 ③ 単式固定棚 【2式】 計【17式】 |
| 2 | 制御盤 | 制御盤 | 移動棚ユニット（主列）1式につき1枚 計【4枚】 | |
| | | 制御基板 | 移動棚ユニット（主列）1式につき2枚 計【8枚】 移動棚ユニット（分散）1式につき1枚 計【28枚】 移動棚ユニット内に制御基板を内蔵し、棚ユニットシステムの移動制御を行うこと （棚ユニットシステムの機能は、No.10～No.16に記載） | |
| 3 | モーター | 移動棚ユニット（固定棚以外） 計【32個】 移動棚ユニットの車輪に動力を伝達するモーターを台車内に内蔵すること台車の移動速度は、4m/min程度とすること | | |
| 4 | タッチパネルモニタ | 移動棚ユニット（主列）1式につき1セット 計【4セット】 5.7インチ相当でTFTカラー液晶表示であり、ユニットパネルに内蔵すること | | |
| 5 | 移動棚化粧パネル | 移動棚ユニット（固定棚以外）1式につき1セット 計【32セット】 スチール製アクリル焼付塗装とし、既存棚に設置可能な上下で1セットとなっていること 下パネルは、ユニット移動操作部用の開口があいており、主制御用の上パネルは、タッチパネルモニター用の開口があいてること | | |
| 6 | 構成 | 通路ごとに1セット 計【34セット】 光電スイッチと反射板で1セットとなっており、通路毎に設置すること 台車安全停止バーは、既存分を利用すること | | |
| 7 | ユニット移動操作部 | 移動棚ユニット1台につき1セット 計【32セット】 操作部の寸法は、W107mm×H22mm程度で矢印でサインが表示されていること 移動棚ユニットが移動中には、操作部上の内蔵のLEDが移動方向に流れるように表示されること | | |
| 8 | 電源スイッチ | 移動棚ユニット（主制御）1台につき1個 計【4個】 スイッチを押すたびにON・OFFが切り替わり、白色に点灯すること | | |
| 9 | 通路照明灯 | 移動棚通路ごとに2セット 計【64セット】 LED照明（40W相当）とし、移動棚の操作と連動して点灯・消灯される仕様であること。 | | |
| 10 | 上部転倒防止装置 | 放送テープ倉庫棚19式、アウトプットバインダー収納棚17式、 それぞれ既存転倒防止用バーを利用し、図面参照の上設置を行うこと。 | | |
| 11 | 固定棚化粧パネル | 固定棚ユニット1台につき1セット 計【4セット】 スチール製アクリル焼付塗装とし、既存棚に設置可能な上下で1セットとなっていること | | |

| | | | |
|----|-------------|---------------|--|
| 12 | | 基本操作 | <p>①電源スイッチが消灯している状態でスイッチを押すことにより移動スタンバイ状態となり、通路を開けることが可能になること</p> <p>②ユニット移動操作部を柵ユニットを動かしたい方向に指先で軽くスライドさせることにより、指定した通路が開き、移動完了後、通路が自動的にロックされること、連動して通路内の照明が点灯すること</p> <p>③点灯中のユニット移動操作部を長押し（約1秒）することにより、通路ロックが解除され、移動スタンバイ状態になること</p> <p>④点灯中の電源スイッチを押すことにより電源スイッチのランプが消灯し、電源が切れること</p> |
| 13 | | 停止操作 | <p>①以下のいずれかの方法により走行中の柵ユニットを停止させることが可能であること</p> <p>(1) いずれかの柵ユニットのユニット移動操作部をタッチする</p> <p>(2) 閉じつつある通路内の台車安全停止バーを押す</p> <p>(3) 閉じつつある通路の進入センサーを遮る</p> <p>②前記①・(2)(3)のとき、ユニット移動操作部上のLEDが点滅し、非常停止状態を解除するまでブザーが鳴ること</p> <p>③非常停止を検知したユニットはユニット移動操作部上のLEDが高速点滅し、その操作部を長押し（約1秒）することにより、非常停止状態を解除できること</p> |
| 14 | 柵ユニットシステム機能 | 停電時の操作 | <p>停電時には既設の着脱式の手動ハンドルを手動ハンドル差込口に差込み、手動で1台ずつ柵ユニットを移動させることが出来ること</p> |
| 15 | | 通路進入センサー | <p>①ロックが解除されている通路へユニット移動操作部の操作を行わずに進入した場合、センサーが感知して自動的にロックがかかり、連動して通路照明灯が点灯すること</p> <p>②柵ユニットが閉じつつある通路へ人が進入した場合にセンサーが感知して柵ユニットが非常停止すること</p> |
| 16 | | 任意通路幅での停止操作 | <p>ユニット移動操作部を操作し、任意の通路幅になった時点で再度同じ操作部をタッチすることにより、柵ユニットが走行を停止し、任意の通路幅で通路の自動ロックがかかること</p> |
| 17 | | タッチパネルモニターの機能 | <p>①タッチパネルモニターで異常検知が表示されること</p> <p>②タッチパネルモニターにより以下の機能を設定できること</p> <p>(1) タッチパネルモニターでの操作により、移動柵ユニット全体を右側もしくは左側の方向に集束する</p> <p>(2) タッチパネルモニターでの操作により、移動柵ユニット全体を散開する</p> <p>(3) タッチパネルモニターでの操作により、通路の作成方法や、問合せ窓口を表示する</p> <p>(4) ログインパスワードによるログイン管理をする</p> <p>(5) オートパワーオフ設定時間を設定する</p> |
| 18 | | その他 | <p>①通路作成など操作が受け付けられた場合、聴覚で確認できるように操作音を鳴らす機能を有すること</p> <p>②受電ユニットは、漏電および過電流防止のための漏電ブレーカーを有すること</p> <p>③操作部は、色弱者でも視認できるLED色を配置する構成とすること</p> <p>④柵表示プレートを各柵に必要な数設置すること</p> |